

出張による業務（開始・休止・廃止・再開）届

どんなときに

- ・出張専業でのあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを業とする施術を開始したとき。
- ・出張専業でのあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを業とする施術を休止、廃止または再開するとき

いつまでに

開始、休止、廃止または再開後 10 日以内。

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

- ・ **出張による業務（開始・休止・廃止・再開）届**

＜開始の場合は以下の書類も必要です。＞

- ・業務に従事する者の免許証の写し
※免許証の原本を提示すること
- ・本人及び住所確認のための書類（運転免許証等）

注意・その他

- ・豊田市在住の個人の方が対象です。事業所等の住所地で届出することはできません。
- ・施設を設けて施術を行う場合は、別様式「**施術所開設届**」による届出が必要になります。
- ・施術所業務の一環として出張施術業務を行う場合は、出張施術業務の届出を行う必要はありません。
- ・出張施術については変更届の規定がありません。住所・氏名・業務の種類に変更が生じた場合は、当様式「**出張による業務廃止届**」により現行の出張施術業務を廃止し、新たに当様式「**出張による業務開始届**」を提出してください。